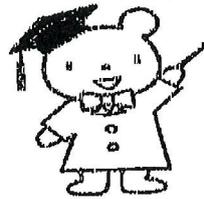


# 整骨院・接骨院で 健康保険証が使えるのは 3ヶ月<sup>後</sup>まで！！

健康保険の支給基準により整骨院等で健康保険証の使える範囲が決められています。  
長期施術理由書を提出し、承認された場合のみ、  
最長3ヶ月延長できます。(さらに延長することはできません。)

長期の施術は  
自費ですよ！



整骨院・接骨院で  
健康保険証が使えるのは、

この 4種類 の外傷で急性の場合だけに限られています。

打撲  
捻挫



(出血を伴うものは除く)

骨折(ひび)  
脱臼



(応急処置以外は医師の同意が必要)

## ◆ご注意ください◆

同じ症状で整骨院・接骨院に通院しているにもかかわらず、違う部位を新しくケガをしたように装い、病名をかえて整骨院・接骨院から健康保険組合に請求される場合がよくあります。  
首の捻挫で通院しているにもかかわらず、3ヶ月を経過したため病名を腰の捻挫に変更して請求するというような事例です。

このような、不正請求とならないように注意しましょう。

[お問合せ先]

シャープ健康保険組合

保険証・給付金担当

直通

マルチ